国民年金コーナー

令和4年度の国民年金保険料に ついて

◆保険料額

令和4年度の国民年金保険料は月額 16,590円です。(令和3年度保険料月額 16.610円)

※国民年金保険料の額は、平成16年度 の価格水準で規定された額を基に、物 価や賃金の変動に応じて改定されま す。

◆納付方法

①納付書でのお支払い

日本年金機構から送付される納付書を 使用し、銀行などの金融機関や郵便局、 コンビニエンスストアで納付してくださ い。(役場では保険料を納付できません。) ②口座振替

口座振替を利用すれば、毎月の手間が かからず、納め忘れを防ぐこともできま す。

ご希望の方は、町民生活課またはお近 くの年金事務所、金融機関の窓口でお申 し込みください。

③その他の便利な納付方法

保険料の納付は、①や②のほかに、ク レジットカード納付やインターネットな どを利用した電子納付なども利用できま

なお詳しくは年金事務所へお問い合わ せください。

◆納付期限

毎月の保険料の納付期限は「納付対象 月の翌月末日」と定められています。

保険料の納め忘れがあると、将来の老 齢基礎年金が少なくなるほか、万一の場 合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受 けられないことがありますので、忘れず に納付してください。

◆納付が困難なときは

失業した場合や所得が少ないなど、保 険料を納めることが経済的に困難な場合 には、申請により保険料の納付が免除ま たは猶予(先送り)される制度がありま す。

また学生の方でご本人の所得が一定額 以下の場合、在学中の保険料納付が猶予 される「学生納付特例制度」があります。

保険料の未納期間を作らないために も、保険料の納付が困難なときには、免 除や猶予制度をご利用ください。

△ご注意ください△

「年金生活者支援給付金」を かたる詐欺にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省か ら、電話で家族構成や金融機関 の口座番号、暗証番号などをお 聞きすることはありません。ま た手数料などの金銭を求めるこ ともありません。

不審に感じたらお近くの年金 事務所や警察にご連絡くださ い。

●郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434

₿町民生活課 **2** 72-6933